

長崎県ライフデザイン等支援事業構築支援業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

長崎県ライフデザイン等支援事業構築支援業務委託

2 委託業務の目的

本業務は、長崎県総合計画「みんなの未来図2030」に掲げる基本戦略2のめざす姿「若い世代が自らの主体的な選択により、希望どおりに安心して、結婚や子どもを生ま育てることができる社会となっている。」の実現に向け、長崎県の若い世代が置かれている現状や課題、結婚や子どもを生ま育てることへの考え方などの把握を行い、若者や子育て当事者と共に必要な施策を検討することを目的とする。

3 委託業務の内容

(1) 文献調査等による若い世代を取り巻く概況把握

支援の検討の基礎資料とするため、令和8年度に公表される令和7年国勢調査等の統計データ及び公表されている既存の調査研究結果等から、主にライフイベントに影響を与えていると考えられる要因や若い世代を取り巻く環境の変化についての概況の整理を行うこと。資料の取りまとめの方向性については、受託事業者からの提案後に県と協議のうえ決定する。

概況の整理にあたっては、検討の基礎資料となるため、可能な限りグラフや表を用い、視認性を高めること。また、基本的に全国と長崎県のデータを比較した資料とすること。

統計データを用いたグラフや表については、データの追加又は更新が可能なように作成し、そのデータも提供すること。

(2) 長崎県の現状分析のための調査について

ア 定量調査

本県の若い世代が置かれている現状や課題、結婚や子どもを生ま育てることへの考え方などを把握するため、アンケート調査を実施するとともに、対象者層ごとの意識・ニーズ・課題の違いを明らかにするため、調査結果を用いたセグメント分析（結婚や子どもを生ま育てることへの意識・意向に基づくグループ別分析等）を実施すること。

受託事業者は、県の意向を踏まえ調査の企画・設計を行うこと。

(ア) 調査方法

- ・WEBアンケートとする。なお、WEBアンケートの動作環境（ハード、ソフト）は受託事業者が手配すること。
- ・設問数はスクリーニング調査を含む30問程度を想定

(イ) 調査対象

- ・県内在住の20歳～39歳の男女 有効回収数1000サンプル

(ウ) 調査実施時期

- ・令和8年8月頃

イ 定性調査

定量調査で分析した対象者層ごとの意識・経験・価値観等を深く把握することを目的としたデプスインタビュー調査を実施すること。

(ア) 調査方法

- ・1対1の半構造化インタビューとする
- ・1人あたり60分程度
- ・対面またはオンライン方式

(イ) 対象者

- ・各対象者層につき1～2名程度（全体で12名程度を想定）

(ウ) 留意事項

- ・個人情報の匿名化を行うこと
- ・調査協力は任意とし、同意を取得すること

(3) 若い世代によるライフデザイン支援検討会の運営について

県内在住の高校生・大学生・若年層の社会人等で構成する若い世代によるライフデザイン支援検討会（以下、検討会という。）を実施するため、委員の募集、協議資料の作成、会議の運営及び協議結果の取りまとめ等を行うこと。会議の運営については、以下のとおりとする。

ア 実施時期：令和8年9月～令和9年1月頃

イ 実施回数：3回程度

ウ 会議内容：(2)の調査結果や県との協議結果等も踏まえ、下記について検討すること。

- ・出会いへの支援について

若い世代へのアプローチ方法や行政の取組のあり方 等

- ・ライフデザイン・プレコンセプションケアについて

支援対象（中高生、大学生、社会人）ごとの取組の主体（行政、学校、その他民間団体）や効果的な取組

- ・情報発信について

ライフデザイン等についての広報戦略・方針、具体的な広報手段 等

エ その他：

- ・検討会の運営に当たっては、検討が円滑に進むよう、グループワーク等の手法を活用し、あらかじめ想定した検討の流れに沿って議論を整理・促進すること。
- ・当日の会場の手配、謝金、旅費等の支払いも業務に含むものとする。
- ・資料・協議結果等については、県の求めに応じ、都度提出すること。

(4) 有識者等への意見聴取

施策の検討にあたって、有識者等への意見聴取（1名程度、謝金の支払い含む）を行うこと。有識者等の選定、意見聴取の方法については県と協議のうえ決定すること。

(5) ライフデザイン支援施策についての提案

(1) から (4) までの結果を踏まえたうえで、具体的なライフデザイン支援の取組等について提案を行うこと。提案の内容については、以下を想定するが、最終的な項目については、受託事業者からの提案後に県と協議のうえ決定する。

- ア 現状把握・分析の結果
- イ 重点的に取り組むべき対象
- ウ 取組の主体や具体的な支援施策案
- エ 広報戦略及び広報手段
 - ・使用する媒体、具体的な表現案、キーワードやコピー等

5 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

6 履行場所

長崎県内及び長崎県が業務の履行に必要と認める場所

7 報告書及び成果品

当該委託業務の成果品として、以下の項目について報告書を作成し、長崎県こども未来課へ提出し、承諾を得ること。

- (1) 業務実施報告書
- (2) 施策提案書
- (3) 調査報告書
 - ア 定量調査：調査結果ローデータ／集計表 (GT、クロス集計) ／レポート
 - イ 定性調査：発言録／レポート
 - ウ 検討会：発言録／レポート
 - エ その他、実施した調査結果及び作成した資料 (図表含む)
- (4) 上記 (1) ～ (2) の電子データ

8 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 受託事業者は、業務の実施にあたっては、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解したうえで適切な人員配置のもとで進めること。
- (2) 受託事業者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。また、県の求めに応じ、調査結果等について都度提出すること
- (3) 本委託業務に関する発注者との打合せは、随時、県庁内 (WEB 可) で行うこと。
- (4) 受託事業者は、委託の目的物が著作権法 (昭和45年法律第48号) 第2条第1項第1号に規定する著作物 (以下「著作物」という。) に該当する場合には、当該著作物に係る受託事業者の著作権 (著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。) を当該著作物の引き渡し時に長崎県へ無償で譲渡するものとし、県の許可なく他に複製、公表、貸与、使用してはならない。
- (5) 受託事業者は、委託の目的物が著作権に該当する場合において、長崎県並びに

- 長崎県より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。
- (6) 受託事業者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
 - (7) 委託物の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求権等が生じたときは、長崎県の責に帰すべき事由による場合を除き、受託事業者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、長崎県に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
 - (8) 受託事業者は、本業務委託に関する資料を収集し十分な調査を行うこと。
 - (9) 長崎県は、受託事業者から本業務委託に必要な資料について貸与の申し出があった場合、協議に基づき当該資料を受託事業者へ貸与する。
 - (10) 受託事業者は、本業務委託の遂行に際し、他の資料等を引用した場合には、その出典を報告書に明記するとともに、それらの資料を長崎県に提出すること。
 - (11) 本業務委託の実施にあたっては、個人情報保護や労働基準法、職業安定法、最低賃金法その他関係法令の遵守を徹底するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
 - (12) 当該事業の遂行上知り得た情報については、秘密を保護するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
 - (13) 本仕様書に明記されていない事項、又は業務遂行に際して疑義が生じた場合は、本県と協議のうえその指示に従うこと。
 - (14) 事故・トラブル等が発生した場合は、速やかに対処の上、長崎県へ報告すること。

9 再委託

受託事業者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、書面により長崎県の承諾を得た場合はこの限りではない。